（空港振興課の所掌事務）

**第四十九条**　空港振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

二　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部並びに環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

三　空港等の供用に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

（削除）

2　東京空港事務所の空港振興課は、前項に規定するもののほか、土地の使用に関する事務のうち東京国際空港の整備による地域の振興に関する事務をつかさどる。

3　那覇空港事務所の空港振興課は、第一項に規定するもののほか、土地の収用、買収、使用及び寄附に関する事務をつかさどる。

**附　則**

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

**○国土交通省令第八十八号**

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項及び第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（空港振興課の所掌事務）

**第四十九条**　空港振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

二　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部並びに環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

三　空港等の供用に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

四　土地の使用に関する事務で東京国際空港の整備による地域の振興に関するものに関すること。

（新設）

（新設）

（管轄区域）

**第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。

| 航空交通管制部 | 管轄区域 |
|---|---|
| 東京航空交通管制部 | 北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分七秒の地点、北緯三 |

改正前

（管轄区域）

**第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。

| 航空交通管制部 | 管轄区域 |
|---|---|
| 札幌航空交通管制部 | 北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点、北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点及び北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度四五分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一三九度五九分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「A線」という。）並びに同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度三〇分五三秒の地点、北緯四三度四一分東経 |